

令和6年5月20日

江南市長 澤田 和延 様

江南市上下水道事業経営審議会

会 長 横山 幸司

江南市水道料金のあり方について（答申）

令和5年11月1日付けで諮問のあった、江南市水道料金のあり方について、
別添のとおり答申する。

江南市水道料金のあり方について

答 申 書

令和6年5月20日

江南市上下水道事業経営審議会

【目次】

はじめに	1
答申	2
水道料金のあり方	4
(1) 料金改定の時期	
(2) 料金算定の期間	
(3) 料金改定率	
(4) 料金体系	
おわりに	6
江南市上下水道事業経営審議会委員名簿	7
江南市上下水道事業経営審議会開催概要	8

はじめに

江南市水道事業は、昭和 50 年に事業を開始し、安全で安心な水道水の安定供給を図るため、水道管路や水道施設の整備・維持管理に注力をしてきた。

耐用年数を経過した老朽管の計画的な更新による耐震化に加え、災害発生時の断水被害を最小限にするため、平成 29 年度から基幹管路（口径 200 ミリメートル以上の配水管及び水源から配水場までの導水管）の更新工事を開始しており、今後も継続的かつ重点的に実施する必要がある。

基幹管路更新工事などによる水道管路の耐震化を継続的に実施するには、財源を確保する必要があることは言うまでもないが、人口の減少や節水機器の普及等による水需要の減少傾向はしばらく続くことが予想されるため、水道料金改定以外での水道料金収入の増加は期待できない。一方、近年の物価の高騰による建設改良費等の増加や、地盤沈下抑制のため地下水の汲み上げを減らし、愛知県営水道の購入へ切替えることによる受水費の増加、また愛知県営水道の値上げなどにより、江南市水道事業の経営はますます厳しくなるものとする。

このような状況の下で、令和 5 年 11 月 1 日に江南市長から「江南市水道料金のあり方について」の諮問を受けた本審議会では、今後の水需要や施設更新費用を基に作成された今後の財政収支の見通しなど、様々な資料を基に慎重な審議を重ね、ここに結論を得たため次のとおり答申する。

答申

江南市水道料金のあり方について審議した結果、今後も安全な水の安定供給を実現するためには、基幹管路更新工事による水道管路耐震化を継続的に実施することが重要であり、その財源はコスト縮減などの経営努力の継続を前提として、企業債の借入れ及び水道料金の改定による水道料金収入で確保する必要があると判断した。

なお、企業債の借入れは、借入額を増やすことで将来の世代が背負う債務が急激に増えないよう配慮し、世代間の負担の公平性を考慮する点から、給水収益に対する企業債残高の割合で企業債残高の規模を表す指標「企業債残高対給水収益比率」が現状の水準から大きく増加しないように借入れすることが望ましい。

また、水道料金は、近年の物価高騰の影響による地域経済や市民生活への影響を踏まえ、市民等への急激な負担の増加とならないように配慮した改定率とすることが望ましい。

以上により、将来にわたり安定的な事業経営が可能となる料金体系を検討した結果、平均改定率が10%程度で、最大でも改定率が20%以下となる料金体系として、次のとおり改定すべきとの結論に至った。

【現行・水道料金】

(税込)

用途	基本料金		従量料金 (1m ³ 当り)	
	メ-タ-口径	1カ月当り		
一般用	13mm	605円	0m ³ 超～10m ³ 以下	77円
官公署用	20mm	770円	10m ³ 超～20m ³ 以下	110円
営業用	25mm	1,100円	20m ³ 超～40m ³ 以下	176円
湯屋用	40mm	2,200円	40m ³ 超～80m ³ 以下	198円
	50mm	3,300円	80m ³ 超	231円
	75mm	5,500円		
	100mm	11,000円		
	150mm	33,000円		
臨時用	1m ³ につき 297円			

【改定後・水道料金】

(税込)

用途	基本料金		従量料金 (1m ³ 当り)	
	メ-タ-口径	1カ月当り		
一般用	13mm	726円	0m ³ 超～10m ³ 以下	86円
官公署用	20mm	924円	10m ³ 超～20m ³ 以下	119円
営業用	25mm	1,320円	20m ³ 超～40m ³ 以下	185円
湯屋用	40mm	2,640円	40m ³ 超～80m ³ 以下	207円
	50mm	3,960円	80m ³ 超	240円
	75mm	6,600円		
	100mm	13,200円		
	150mm	39,600円		
臨時用	1m ³ につき 326.7円			

水道料金のあり方

本審議会では、令和元年度に策定した江南市水道事業経営戦略にて財源目標に設定した「経常収支比率」、「料金回収率」、「内部留保資金残高の確保」、「企業債残高対給水収益比率」の4つの指標についての目標が達成できることを前提に、将来にわたり江南市水道事業の安定的な経営が可能となる料金体系を構築するとともに、市民等への急激な負担の増加とならないように配慮するよう慎重に審議した結果、次のとおりと判断した。

(1) 料金改定の時期

料金の改定が必要であることが明らかである以上、出来るだけ早期に実施することが望ましいが、使用者への周知期間を設ける必要もあることから、令和7年4月以降が適当である。

(2) 料金算定の期間

水道料金は、日常生活に密着した公共料金としての性格から、できるだけ安定的となることが望ましいと考えるため、「水道料金算定要領」で示す算定期間である3年から5年を参考に、その最長期間で算定することとした江南市水道事業経営戦略の方針を継続し5年間とする。ただし、想定を上回る物価の変動や突発的な事故等による事業計画の変更などにより緊急的な対応が必要となる場合には、算定期間内であっても見直しをすることは、やむを得ないとする。

(3) 料金改定率

近年の物価高騰の影響による地域経済や市民生活への影響を踏まえ、市民等への急激な負担の増加とならないように配慮し、平均改定率を 10%程度とし、また個別の使用者についても、最大でも改定率 20%程度を超えないようにすることが適当である。

(4) 料金体系

① 二部料金制

水道料金は、固定的にかかる経費として負担する基本料金と、水の使用量に応じて必要となる経費を負担する従量料金から構成される二部料金制を採用している。経営の安定性の確保には、二部料金制が有効であると考えするため、引き続き採用することが適当である。

② 基本料金

水道料金として回収すべき費用の大部分は、水量の増減に係わらず発生する固定費、需要家費であるため、水道料金収入のうち基本料金の収入割合が多いほど安定的な経営が可能となるため、基本料金の収入割合を増加させることが適当である。

③ 従量料金

逡増型の料金体系を採用しているが、水の本質的な原価は、使用した水量の多寡にかかわらず一定であると考えられ、均一の料金とすべきであるが、急激な負担の変動を招くことから、徐々に逡増度を緩和していくことが適当である。

おわりに

本審議会において審議を重ねた結果を、答申として取りまとめた。

江南市水道事業が安全な水道水の安定供給をし続けるためには、基幹管路更新工事による水道管路の耐震化を中心とした水道施設の適切な管理を行うことが必要である。

そのためには、事業の効率化等、経営基盤の強化を一層に推進するとともに、経営に必要な財源を確保することが重要である。

この答申で示した「江南市水道料金のあり方について」の考え方が、江南市水道事業の今後の健全な経営の維持に寄与し、安心して安全な江南市の水道の安定供給を次世代に引き継ぐことができるよう希望する。

江南市上下水道事業経営審議会委員名簿

役 職	氏 名	選 任 の 区 分
会 長	横山 幸司	学識経験者 滋賀大学経済学部教授
副会長	尾関 昭	市議会委員
委 員	三輪 陽子	市議会委員
	市川 信行	各種団体 江南市商工会議所
	近藤 正信	各種団体 中部電力パワーグリッド株式会社
	沢田 光功	各種団体 愛知北農業協同組合
	古田 みちよ	各種団体 市民団体「江南市ふじの実会」
	奥村 真也	学識経験者 税理士
	深尾 俊一	公募市民
	松井 俊樹	公募市民

江南市上下水道事業経営審議会 開催概要

回	開催日	会議名	内容
1	令和5年 11月1日	令和5年度第2回 江南市上下水道事業経営審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問 ・ 議題 水道事業の課題と中長期的な見通し (江南市水道事業の現状、事業運営と施設整備の課題、料金改定の必要性)
2	令和6年 1月29日	令和5年度第3回 江南市上下水道事業経営審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議題 水道料金の見直しについて (水需要の見通し、財政収支の見通し)
3	令和6年 4月22日	令和6年度第1回 江南市上下水道事業経営審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議題 水道料金の見直しについて (現行の料金体系、水道料金算定の概要、水道料金体系の算定プロセス、水道料金の考え方、江南市における料金体系検討の基本方針、水道料金(案)の検討)
4	令和6年 5月20日	令和6年度第2回 江南市上下水道事業経営審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議題 答申(案) ・ 答申